

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年12月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 柴田 暹

## 平成28年度定期監査報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成28年12月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 柴田 暹

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 伊藤 榮悦

### 1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

### 2 監査した期日

平成28年11月25日(金)

### 3 監査の範囲

平成28年度における財務に関する事務の執行(平成28年9月30日現在)

### 4 監査の方法

平成28年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

### 5 監査項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務

### 6 監査の結果

今年度9月までの予算事務、経理事務ともに概ね良好であり、今後とも、この事務水準の維持をお願いしたい。ただし、特別会計の雑入の未納が依然として大きいのが気に掛かる所であり、昨年同期と比べ、第三者納付金は約240万円増、診療報酬等返還金は約2,000万円増、一部負担金返還金は約50万円増となっている。今後とも被保険者の増加が見込まれるため、広域連合の円滑な運営の妨げにならないよう、的確な未納対策を講ずるよう、お願いしたい。